

特設人権相談所を開設します

色々な人権問題、家庭内や隣近所のもめごとなど日常生活全般にわたる紛争や法律問題など、様々な相談に応じています。

ひとりで悩まずご相談ください。予約不要です。当日会場へお越しください。

と き : 令和7年6月2日(月)

時 間 : 午前10時～午後3時

場 所 : 坂本支所仮設庁舎 会議室

《問い合わせ》 地域振興課 総務振興係 ☎ 45-2211

第十二回特別弔慰金のご案内

本市では第十二回特別弔慰金の請求を予約制で受け付けています。

《受付期間》 令和7年4月1日(火)～令和10年3月31日(金)

《受付窓口》 ・市役所1階特別弔慰金窓口 ☎ 32-3662

・坂本支所地域振興課市民福祉係 ☎ 45-2212

他、各支所地域振興課でも受け付けています。すべて予約制となっています。

また、窓口の混雑回避のため、下記の日程で相談会を開催します。

日 付	時 間	場 所
令和7年6月2日(月)	10時～12時	坂本支所会議室(予約者優先)
	13時～15時	

※ご都合が悪い場合は、他の日に来庁されてもかまいません。

《手続きに必要なもの》

- ・印鑑(国債の償還の際に使用する印鑑)※スタンプ印は不可
- ・身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証など顔写真付き身分証明書であれば1点、それ以外であれば2点健康保険証・介護保険証など)
- ・戸籍関係書類を取得するために必要な現金
- ・前回(第十一回)特別弔慰金を受給した人は前回の裁定通知書または国債の残りをお持ちいただくと、よりスムーズに手続きができます。
- ・前回(第十一回)特別弔慰金を受給した人以外の方が申請手続きをされる場合は、相談に時間がかかるおそれがあります。

《支給内容》額面27.5万円(5年償還の記名国債)

《支給対象者》

- ・基準日(令和7年4月1日)において公務扶助料などの年金給付受給権者がいない場合に、戦没者などの死亡当時の遺族のうち、次の順番でより先順位の1人に対して支給されます。詳細についてはお問い合わせください。
- 1. 弔慰金の受給権者(弔慰金と特別弔慰金は異なります)
- 2. 戦没者などの子
- 3. ①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹(戦没者などとの生計関係の有無などにより順番が変わります)
- 4. 上記1～3以外の三親等内の親族
(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた場合のみ)

診療所の開設について

令和7年12月完成予定の坂本支所内に診療所を開設し、令和8年3月から診療開始を予定しております。八代郡市医師会へ医師等の派遣や診療所の管理・運営を委託し、内科診療を週2日、午後に行う予定としております。詳細が決まり次第、随時お知らせいたします。

《問い合わせ》 健康福祉政策課 ☎ 33-4003

★★★市税等の納期について★★★

6月2日(月)納期限のものは

☑国民健康保険税 2期

☑固定資産税 1期

☑軽自動車税 全期

☑介護保険料 2期

☑簡易水道使用料5月分(4月使用分) です。

※納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください
※納期限が土曜日、日曜日にあたる場合は、次の月曜日になります。

市税等の納付には、便利で確実な
口座振替をおすすめします。



《問い合わせ》 地域振興課 市民福祉係 ☎ 45-2212

新しい地域おこし協力隊員を紹介します!

令和7年4月1日から坂本町の産業・観光の開発や地域の情報発信などの地域協力活動を行います。



豊田 有希さん

【ひとこと】

坂本町との最初のきっかけは、令和2年の水害後より、坂本町の古写真をレスキューするボランティアを立ち上げたり、保存する活動です。これからは続けるにあたり、そして協力隊の任務にあたるにも、まずは地域を知りたい!と思っています。

坂本町の隅の隅まで実際に歩いて知っていききたいと思うので、見かけた時は、どうぞよろしくお願ひします。

地域おこし協力隊 西山たかおの さかもと日記



坂本町のみなさんこんにちは 今年1月より地域おこし協力隊として活動させていただくことになりました「西山 多賀雄」と申します。

私は以前、沖縄の石垣島という南国で20年以上暮らしていたこともあり、全く気候の違う坂本町の冬の寒さに対してはものすごく身構えていました。今年1月より坂本町鶴喰で暮らし始め、その中で雪を20年以上ぶりに体験もしましたが、なんとか「服をたくさん着込む」という画期的な方法で冬を越せました!

そして4月に入り坂本町のいたるところで桜も見事に咲き、田んぼや山でも春の訪れを感じるが増える中で安心していただけではありましたが、まだ4月でも寒さを感じる日があり驚いている今日このごろ、これから坂本町の気候、風土に触れながら順応していきたいなと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

春の全国交通安全運動街頭キャンペーンを実施しました

4月6日(日)から15日(火)まで「春の全国交通安全運動」が実施され、坂本町では8日(火)に八代市安全運転管理者等協議会第10分会、坂本・川岳駐在所、市交通指導員、坂本住民自治協議会、八竜小・坂本中PTA等にご協力いただき、葉木橋三叉路と国道(今泉)の2箇所で交通キャンペーンを実施しました。

通行されるドライバーのみなさんに、安全運転や交通ルールの遵守などを呼びかけ、啓発を行いました。



毎月11日は『人権を確かめ合う日』です。